

【建設事業主】支給申請チェックリスト（受講開始がR7.4.1以降の講習対象）

書類保存について

- ◆雇用関係助成金を申請した事業主は、提出または提示した書類の写しその他支給要領に規定する各種書類を支給決定日の翌日から起算して5年間保存する必要があります。申請前に事実と異なる記載や添付書類がないか確認してから提出してください。
- ◆労働局は適正な支給がなされているか確認するため、支給決定後も積極的な調査を行っています。当該書類を保管していない場合も支給決定後に適正ではないと判断され支給決定取消となる場合があります。
- ◆審査、調査の過程で追加書類等の提出や、書類上不明な点について問い合わせをすることがあります。

事業所名	事業所担当者	受付日
受講期間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間） ※支給申請書は、受講終了日の翌日から2ヶ月以内に提出してください。	受付担当者

No.	支給申請必要書類	チェック欄	
		事業所	受付
①	人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成）（賃金助成）） 支給申請書（中小建設事業主用）＜建技様式第3号＞ ※訓練開始日年度の様式を使用	原本 ☐	☐
②	支払方法・受取人住所届（通帳表紙 及び 表紙裏面の写し）※変更の都度提出	☐	☐
③	支給要件確認申立書＜共通要領様式第1号＞※同日申請の場合1部のみ	☐	☐
④	人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成）（賃金助成））の 助成金支給申請内訳書＜建技様式第3号別紙1＞ ※③-1・③-2は、必ず実施機関が記載したものであること	原本 ☐	☐
⑤	【受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合】※必須 建設キャリアアップカード（写） ※支給申請時点で登録申請を行っているが、カードが手元に届いていない場合、登録申請中であることを証する書類（写）	☐	☐
⑥	技能実習等の受講日の取扱いに関する申告書（鳥取労働局様式） ※技能実習期間中の支給状況を確認しますので、対象者毎に申請の都度必ず提出	☐	☐
⑦	受講案内及び受講申込書（写）又は技能実習委託契約書（写）・領収書（写） ※実施日ごとの科目時間数が分かるカリキュラム・訓練名称・期間・受講料等が明記されていること ※委託契約書は委託者・受託者の記載があるもの	☐	☐
⑧	登録機関が発行した『技能実習修了証』（写）（通信制、eラーニングの場合）	☐	☐
⑨	出勤簿又はタイムカード等（写） 賃金台帳（写） ※別途作成したものではないこと ※受講日を含む賃金算定期間のもので、残業時間数の表記があるもの	☐	☐
⑩	就業規則・労働条件通知書・休日カレンダー（事業所名必須） ※変更の都度提出（外国人労働者については在留カード・雇用契約書及び雇用条件書）	☐	☐

（裏面によくある質問を掲載しております）

〜〜人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）よくある質問〜〜

Q.計画届は必要ですか。

A. **事業主が自ら行う**特別教育を受講する場合は**必要**です。

登録機関が実施する対象講習を受講する場合は**不要**です。

ただし、登録機関で講習するものであっても学科のみ実施し、事業所で実技を実施するような場合については計画届の提出が必要です。

なお、令和7年4月1日以降講習開始の申請より、計画届に係る添付書類は不要となりました。提出前に支給要領をよくご確認ください。

Q.受講申込書（写）がないのですがどうすればいいですか。

A. 写しがない場合は受講機関に問い合わせして取り寄せしてください。

申込書がない場合は委託契約書（写）を提出してください。

Q.所要経費の領収書（写）は必要ですか。

A. 令和7年4月1日以降講習開始分の申請より、受講する労働者から費用徴収をしていないことを前提とし、提出書類により所要経費が確認できれば必須の書類ではありません。受講案内及び受講申込書等で確認できますので、提出前に対象労働者の所要経費が記載されていることをご確認ください。（対象労働者により受講料が異なる場合、または増減額がある場合は確認できる書類を添付してください。）

講習を**事業主が自ら行う場合**については所要経費の領収書（写）の提出が必要です。

Q.修了証は不要ですか。

A. ④の助成金支給申請内訳書＜建技様式第3号別紙1＞にて確認できるため、令和7年4月1日以降講習開始分申請より不要となりました。ただし、通信制、eラーニングの場合は必要となります。

Q.賃金助成対象外の実施形態について、出勤簿・賃金台帳の提出は必要ですか。

A. どのような実施形態であっても賃金の支払いは必要であるため確認しております。

また、**1日1時間以上**受講されていることを講習機関の受講管理システム等により受講状況の証明として別途提出いただきますので、講習前によくご確認ください。

Q.公共機関からの補助金や助成金を利用する場合、この助成金も利用できますか。

A. 対象講習及び対象者や対象期間について、市や県・国の補助金や助成金を利用する場合は必ず記載してください。

双方の支給要件により助成対象とならない場合があります。